

協議第71号

平成16年 月 日確認

各種事務事業の取扱い（広報広聴関係）について

各種事務事業の取扱い（広報広聴関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	25 各種事務事業の取り扱い	調整の内容(案)	1 広報紙については、新市においても発行することとし、発行は月2回とする。また、配布は自治会等を通じて行うものとする。
関係項目	広報広聴関係		2 ケーブルテレビ番組については、新たに番組を制作し、新市全域に放送する。また、番組の内容、放送形態等については、現在実施している市町村の例を参考に調整する。 3 市政モニター制度については、津市の例により調整する。なお、合併後、モニターのあり方を見直し、広域化に伴う運営のあり方を検討する。

先進地事例

【飛騨市】

- (1) 広報紙は、毎月1回発行する。配布方法は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- (2) 同報無線、有線放送を利用した広報は、当面は、現行どおり運用し、一元化に向けて調整する。

【瑞穂市】

広報の発行は、毎月1回発行とする。新市へ移行後速やかに発行する。広報誌のサイズは、A4判とする。

【周南市】

- (1) 市・町広報紙（広報紙の発行、広報モニター制度、点字広報の発行、声の広報発行）
新たに制度等を創設する。
- (2) 市政・町政だより〔電波メディア〕（ケーブルテレビ、電光掲示板）
新たに制度等を創設する。
- (3) 公聴活動（市政・町政モニター制度、市政・町政懇談会）
新たに制度等を創設する。

【志摩地域合併協議会】

- 1 広報紙については、当分の間月1回の発行とし、発行日は毎月1日とする。
- 2 広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。
- 3 ケーブルテレビについては、合併までに調整する。
 - (1) ケーブルテレビ会社間の差異がある部分については、統一できるよう要望していく。
 - (2) 行政チャンネルは統一する。
 - (3) 磯部町新世代地域ケーブルテレビ加入促進補助金は、合併時に廃止する。